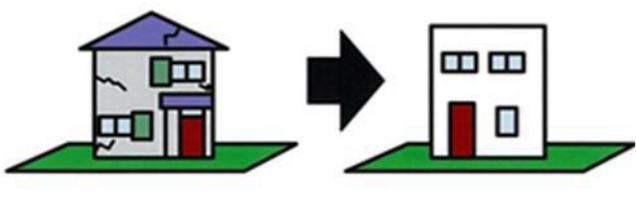
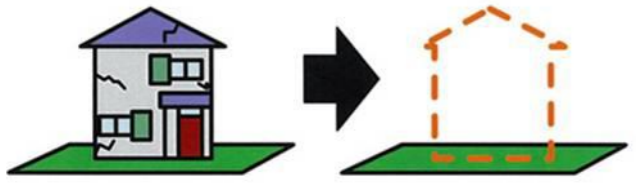


## 不燃化特区による支援制度のご案内 (期間：平成 26～32 年度)

東立石四丁目地区における不燃化まちづくりへの取組みとして、木密地域不燃化 10 年プロジェクトに基づき不燃化特区の指定を受け、燃えにくい建物（準耐火建築物または耐火建築物）への建替えや老朽木造建物の除却（更地化）を平成 32 年 12 月末まで支援します。

### ① 建替え、除却工事の助成・税金の減免

燃えにくい建物に建替えされた場合 	工事費	建替え工事費：最大 200 万円
	税金	新築した建物に対する固定資産税・都市計画税が 5 年間最大 100%減免されます。
老朽木造建物を除却（更地化）された場合 	工事費	除却工事費：最大 100 万円
	税金	建物を取り壊した後の土地にかかる固定資産税・都市計画税が最長 5 年間最大 80%減免されます。




※平成 32 年 12 月 31 日までに、新築または更地の状態になっている必要があります。  
 ※更地化の減免を受ける場合、解体前に区から老朽建築物の認定を受ける必要があります。  
 ※建替え工事費の助成と除却工事費の助成を併用することはできません。  
 ※工事費の助成は、密集事業の補償内容によっては助成の対象とならない場合があります。

### ② 専門家の派遣(無料)

木造建物の建替えに伴う様々な問題でお困りの方に、弁護士、税理士、一級建築士、不動産鑑定士、ファイナンシャルプランナーなどの専門家を無料で派遣します。

## 密集事業に関する問い合わせ先

東立石四丁目地区の密集事業は、平成 20 年度から独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）と協働で取り組んでいます。  
 ご質問・ご相談などがございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先 	 UR 都市機構	独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）東立石まちづくり事務所 【東立石四丁目 50 番 5 号 サクラクイーンズビルディング 4 階】 担当 伊藤・立崎・小上（電話番号：5671-2401）
	 葛飾区	葛飾区 都市整備部 街づくり推進課 密集地域整備担当係 東立石四丁目地区担当 飛島・角口（電話番号：5654-8599）

東立石四丁目地区  
 南北道路 A・東西道路、  
 南北道路 C・北西道路 沿道の皆さま

# 沿道ニュース

第 4 号

発行：葛飾区 都市整備部 街づくり推進課 密集地域整備担当係

葛飾区では、平成 20 年度から東立石四丁目地区の安全・安心なまちづくりを推進するため、主要生活道路 4 路線を拡幅整備する密集事業（密集市街地総合防災事業）を進めております。  
 このニュースでは、密集事業説明会でご説明した内容をご紹介します。

## 平成 30 年度密集事業説明会を開催しました

平成 31 年 1 月 26 日（土）にかつしかエコライフプラザにて密集事業説明会を開催し、20 名の方々にご参加いただきました。今回は、事業も終盤となっていることから東立石四丁目地区全域の方々を対象に開催しております。

説明会では、密集事業の進捗状況と事業期間を平成 32 年度まで延伸したことを説明するとともに、皆さまから安全・安心なまちづくりに関するご意見を聞かせていただきました。また、説明会終了後には、参加者の方々より用地取得等に関する個別のご相談をお受けしました。



葛飾区からの説明



個別相談会

### <密集事業説明会での主なご意見・ご質問>

- Q. 北西道路の用地取得状況が進んでいないが事業期間内に整備が完了するのか。
- A. 北西道路の用地取得状況は、28.9%となっています。優先整備路線と位置付け、早期から用地取得を進めてきた南北道路 A・東西道路と比べて用地取得が進んでいませんが、4 路線すべてにおいて用地取得及び道路整備を進めることで地区全体の防災性の向上が図られるため、早期の整備完了に向けて、引き続き鋭意努力してまいります。  
 また、事業期間終了後は地区計画で定められたルールに従い建替えを行っていただきます。
- Q. まちづくり事務所が堀切地区へ移転するが不便にならないか。
- A. まちづくり事務所移転後は、葛飾区役所でご相談をお受けします。また、ご連絡いただければ、日程調整の上、当区職員及びまちづくり事務所の職員がご自宅まで訪問いたします。

## 用地取得と道路整備の進捗状況

### ① 用地取得の状況

平成30年12月末時点での用地取得の状況は次のとおりです。

#### 優先整備路線

南北道路A・・・83.3%  
東西道路・・・92.0%

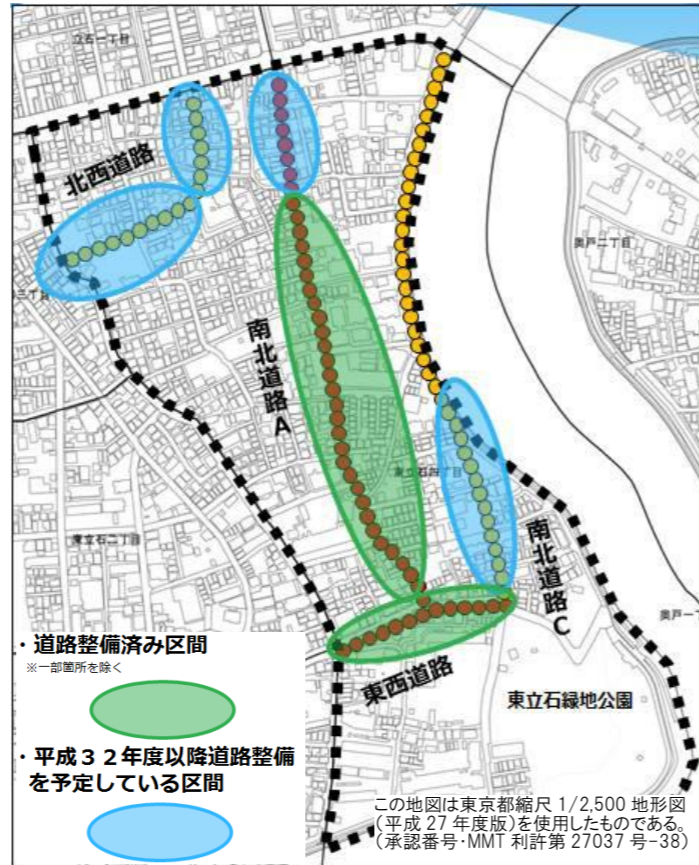
#### 整備路線

南北道路C・・・58.8%  
北西道路・・・28.9%

### ② 道路整備の状況

現在、右図に示す緑色の区間は一部箇所を除き道路整備済みです。

右図に示す青色の区間は用地取得の状況に合わせて、道路設計及び道路整備を進めていきます。



【用地取得の状況(南北道路A)】



【用地取得の状況(北西道路)】



～主要生活道路沿道の方々のご協力により、道路整備は進んでおります～

主要生活道路は、沿道の方々の用地の提供(有償・無償)によって、道路の拡幅整備が進み、地域の防災性が向上しています。改めまして、沿道の皆さまに感謝申し上げます。

## 密集事業の事業期間とスケジュール



区では、密集事業の事業期間を平成32年度まで延伸しました。ただし、建物等に対する補償契約は、平成32年3月31日までの契約とさせていただきます。

期間経過後は、今後、皆さまが建替えを行う際に、地区計画に定められた道路拡幅線まで後退していただきます。建物等に対する補償金は支払うことができなくなりますが、道路拡幅用地については、土地代金をお支払い、区が土地を取得させていただきます。

建物等に対する補償契約を行うためには、「建物・工作物調査」を実施させていただく必要があります。事業協力のご意向がある方につきましては、平成31年3月31日までに申し出ください。



## まちづくり事務所について

東立石四丁目地区まちづくり事務所は、平成22年7月より、主要生活道路の拡幅整備に伴う用地取得や生活再建に関するご相談等の窓口として開設してきました。

密集事業のスケジュールに合わせて、平成31年度夏頃に「まちづくり事務所」は堀切地区へ移転予定です。移転後は葛飾区役所にてご相談等をお受けします。また、必要に応じてまちづくり事務所の職員がご自宅まで伺い、ご相談を承ることも可能です。

移転先及び移転時期につきましては、詳細が決まり次第、改めてご案内いたします。